

(参考) パブリックコメントにおける主な意見への回答

意見 NO.	対応する案件	意見の概要	件数	回答
1	(1) 狩猟鳥獣の指定の変更	現状でも鳥類の生息数は減少しており、更に減少を促す改正案には反対。	1	狩猟鳥獣については、その生息数や捕獲数等の生息状況のデータや地方公共団体、狩猟者等の要請を踏まえ、鳥獣の保護の観点、生物多様性の確保の観点、社会的・経済的な観点などで著しい影響を及ぼさないものを選定しています。今回の改正案はこれらの考え方に基づき示したものであり、引き続き狩猟鳥獣の生息状況等の把握に努めます。
2	(1) 狩猟鳥獣の指定の変更	愛玩動物として飼育されている猫、犬と同一種であるノネコ、ノイヌを狩猟鳥獣から外すべき。	176	鳥獣保護管理法における「野生」の定義としては、当該個体が元々飼育下にあつたかどうかを問わず、飼主の管理を離れ、常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している状態を指しています。したがって、当該鳥獣が本来我が国において野生で生息していなかった鳥獣であっても、上のような状態であれば本法の対象の鳥獣として取り扱うことになります。狩猟鳥獣である「ノネコ」「ノイヌ」については、生物学的な分類ではペットとして飼われているネコ、イヌと変わりませんが、飼い主の元を離れて常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している個体を「ノイヌ」「ノネコ」としており、飼い主の元を離れてはいても、市街地または村落を徘徊しているようないわゆる「ノラネコ」「ノライヌ」は「ノネコ」「ノイヌ」には該当せず、鳥獣保護管理法の対象にはなりません。上記の考え方にに基づき、引き続き適正な鳥獣保護管理に努めます。
3	(1) 狩猟鳥獣の指定の変更	生息数が減少しているスズメを狩猟鳥獣から外すべき。	1	狩猟鳥獣については、その生息数や捕獲数等の生息状況のデータや地方公共団体、狩猟者等の要請を踏まえ、鳥獣の保護の観点、生物多様性の確保の観点、社会的・経済的な観点などで著しい影響を及ぼさないものを選定しています。今回の改正案はこれらの考え方にに基づき、引き続きスズメは狩猟鳥獣としていますが、スズメも含めた狩猟鳥獣の生息状況等の把握に今後とも努めます。
4	(1) 狩猟鳥獣の指定の変更	狩猟で捕獲し飼養することができるホンドテンは飼養が可能であることにより大量の捕獲などが懸念されることから、狩猟鳥獣から外すべき。	1	狩猟鳥獣については、その生息数や捕獲数等の生息状況のデータや地方公共団体、狩猟者等の要請を踏まえ、鳥獣の保護の観点、生物多様性の確保の観点、社会的・経済的な観点などで著しい影響を及ぼさないものを選定しています。今回の改正案はこれらの考え方にに基づき、引き続きテンは狩猟鳥獣としていますが、ご懸念の点も含め狩猟鳥獣の生息状況等の把握に今後とも努めます。
5	(2) 対象狩猟鳥獣の捕獲等をする期間の設定について	カモ類の渡来・渡去の時期と狩猟期間に乖離が生じている科学的データが確認できない。狩猟団体の要望だけでなく、市民や動物保護団体、環境団体の意見も確認すべき。	1	狩猟期間等の変更にあたっては、多様な主体の意見を聴くことが重要だと考えており、今回の変更にあっても、狩猟期間の変更に伴いカモ類の保護に影響を及ぼさないか、日本野鳥の会等の団体の意見を聴いております。
6	(4) その他	すべての動物について狩猟を禁止すべき。飼養目的、毛皮を利用する目的での狩猟は禁止すべき。	3	今回の意見募集の内容と異なるため、回答はいたしかねますが、今後の施策の参考とさせていただきます。
7	(4) その他	誤認捕獲などを防ぐための方策をさらに実施すべき	1	狩猟鳥獣の識別については、狩猟等を実施する上で重要な事項であると考えております。頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
8	(4) その他	ワンヘルスの観点からも、鳥インフルエンザ発生時の狩猟のあり方についての規定の策定を求める。	1	環境省自然環境局が公表している「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る 対応技術マニュアル（令和3年10月）」において、高病原性鳥インフルエンザ発生地での対応として「一般的に鳥インフルエンザウイルスは濃厚接触により鳥類から人へ感染する可能性があることから、狩猟者等に対し、シーズン前及びシーズン中に、必要に応じて、発生地点での狩猟の自粛も含めた注意喚起を文書やホームページ等で実施する」としています。地方公共団体において本マニュアルを踏まえた対応を実施していただくよう、引き続き周知を図ってまいります。
9	(4) その他	現状に照らし合わせて、最新の正しい内容に訂正してください。	1	今回の見直しにあたっては、鳥獣の生息数や捕獲数等の生息状況の入手可能な最新のデータや地方公共団体、狩猟者等の要請等、現状に照らした改正案を示させていただきます。
10	(4) その他	動物の殺処分を禁止すべき。	1	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、鳥獣の保護及び管理の事業を図るための事業を実施するための基本的な指針においては、捕獲許可した者への指導として、「捕獲個体を致死させる場合、『動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）』に準じ、できるだけ苦痛を与えない方法によるよう指導する」とこととされており、引き続き都道府県等への周知を図ってまいります。
11	(4) その他	動物虐待者の刑罰と罰金をもっと厳しくしてください。	1	今回の意見募集の内容と異なるため、回答はいたしかねますが、今後の施策の参考とさせていただきます。